

令和 8 年
3 月高浜市議会定例会
議 案 書

同意第1号

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

- 1 住 所 高浜市本郷町
- 2 氏 名 深 谷 直 弘（64歳）

提案理由

この案は、副市長深谷直弘氏が令和8年3月31日で任期満了となるので、再度選任するためであります。

同意第2号

教育委員会教育長の任命について

次の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

- 1 住 所 高浜市清水町
- 2 氏 名 村 越 茂 樹 （58歳）

提案理由

この案は、教育委員会教育長岡本竜生氏が令和8年4月1日をもって辞職するので、新たに教育委員会教育長を任命するためであります。

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

- 1 住 所 高浜市屋敷町
- 2 氏 名 毛 受 洋 恵 （54歳）

提案理由

この案は、固定資産評価審査委員会委員内藤誠氏が令和8年3月31日で任期満了となるので、新たに委員を選任するためであります。

議案第3号

指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により次の金融機関を指定し、高浜市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるものとする。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉浦 康 憲

- 1 金融機関名 岡崎信用金庫
- 2 指定期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

提案理由

この案は、岡崎信用金庫との契約期間の満了に伴い、令和8年7月1日から再度指定金融機関として指定するためであります。

議案第 4 号

高浜市行政手続条例の一部改正について

次のとおり高浜市行政手続条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

高浜市行政手続条例（平成 9 年高浜市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」の次に「と、同条第 4 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」」を加え、「掲示を始

めた日」を「当該措置を開始した日」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号及び第4号」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（改正後の第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、聴聞及び弁明の機会の付与の通知について、公示送達
のデジタル化を実施するためであります。

議案第 5 号

高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり高浜市国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

高浜市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年高浜町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「（「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下

「法」という。)」を「法」に、「100分の5.73」を「100分の6.78」に改める。

第5条中「2万9,300円」を「3万5,800円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加え、「2万3,800円」を「2万3,000円」に改め、同条第2号中「1万1,900円」を「1万1,500円」に改め、同条第3号中「1万7,850円」を「1万7,250円」に改める。

第6条中「100分の1.93」を「100分の2.35」に改める。

第7条の2中「9,900円」を「1万1,800円」に改める。

第7条の3第1号中「7,800円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「5,700円」に改める。

第8条中「100分の1.85」を「100分の2.11」に改める。

第9条の2中「1万2,400円」を「1万1,900円」に改める。

第9条の3中「7,000円」を「5,900円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第23条第1項中「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「2万510円」を「2万5,060円」に改め、同号イ(ア)中「1万6,660円」を「1万6,100円」に改め、同号イ(イ)中「8,330円」を「8,050円」に改め、同号イ(ウ)中「1万2,495円」を「1万2,075円」に改め、同号ウ中「6,930円」を「8,260円」に改め、同号エ(ア)中「5,460円」を「5,320円」に改め、同号エ(イ)中「2,730円」を「2,660円」に改め、同号エ(ウ)中「4,095円」を「3,990円」に改め、同号オ中「8,680円」を「8,330円」に改め、同号カ中「4,900円」を「4,130円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円
- (イ) 特定世帯 280円
- (ウ) 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号ア中「1万4,650円」を「1万7,900円」に改め、同号イ(ア)中「1万1,900円」を「1万1,500円」に改め、同号イ(イ)中「5,950円」を「5,750円」に改め、同号イ(ウ)中「8,925円」を「8,625円」に

改め、同号ウ中「4, 950円」を「5, 900円」に改め、同号エ(ア)中「3, 900円」を「3, 800円」に改め、同号エ(イ)中「1, 950円」を「1, 900円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 925円」を「2, 850円」に改め、同号オ中「6, 200円」を「5, 950円」に改め、同号カ中「3, 500円」を「2, 950円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号ア中「5, 860円」を「7, 160円」に改め、同号イ(ア)中「4, 760円」を「4, 600円」に改め、同号イ(イ)中「2, 380円」を「2, 300円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 570円」を「3, 450円」に改め、同号ウ中「1, 980円」を「2, 360円」に改め、同号エ(ア)中「1, 560円」を「1, 520円」に改め、同号エ(イ)中「780円」を「760円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 170円」を「1, 140円」に改め、同号オ中「2, 480円」を「2, 380円」に改め、同号カ中「1, 400円」を「1, 180円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について

20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第23条第2項第1号ア中「4,395円」を「5,370円」に改め、同号イ中「7,325円」を「8,950円」に改め、同号ウ中「1万1,720円」を「1万4,320円」に改め、同号エ中「1万4,650円」を「1万7,900円」に改め、同項第2号ア中「1,485円」を「1,770円」に改め、同号イ中「2,475円」を「2,950円」に改め、同号ウ中「3,960円」を「4,720円」に改め、同号エ中「4,950円」を「5,900円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 195円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 325円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被

保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条中「規則で」を削る。

- 附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、国民健康保険税の税率を改定するほか、子ども・子育て支援納付金課税額について、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第6号

高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について

次のとおり高浜市犯罪被害者等支援条例を制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図り、もって市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようになるための取組をいう。
- （4） 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受け

る精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(5) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

(6) 関係機関等 国、愛知県、警察、犯罪被害者等支援を行う団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから、社会において孤立することなく、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を与えることのないよう努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市及び関係機関

等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担等の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等支援を担う人材の育成を図るため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第11条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、犯罪被害者等の支援に関し、市の責務等を定めるため
であります。

議案第7号

高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について

次のとおり高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例を制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、高浜市水道事業及び下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営及び経営について調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 各種団体を代表する市民
- （3） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員のうちから市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市政策部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年高浜町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

水道事業及び下水道事業審議会委員	日額	5,800円
------------------	----	--------

提案理由

この案は、水道事業及び下水道事業の運営及び経営について調査及び審議を行うことを目的として、高浜市水道事業及び下水道事業審議会を設置するためであります。

議案第 8 号

高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部
改正について

次のとおり高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例
の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例
の一部を改正する条例（案）

（高浜市上水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 高浜市上水道事業給水条例（昭和 3 6 年高浜町条例第 1 2
号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事
業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同
じ。）又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定によ
り指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認め
るときは、この限りでない。

第 1 1 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装
置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は同項ただし書の規
定により給水装置工事を施行する他の水道事業者若しくは他の水
道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者をい
う。以下同じ。）」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装
置工事事業者等」に改める。

（高浜市公共下水道条例の一部改正）

第 2 条 高浜市公共下水道条例（平成 9 年高浜市条例第 2 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、災害その他非常の場合に、市長の指定を受けた者以外の者による給水装置工事及び排水設備工事を可能とするためであります。

議案第9号

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものとする。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例（案）

高浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年高浜町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号」を「第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」とい

う。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の改定等を行うためであります。

議案第10号

高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市職員の給与に関する条例（昭和39年高浜町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第2項を次のように改める。

通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著

しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて市長が規則で定める額（第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。））にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

第15条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項の次に次の5項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による

額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月）の市長が規則で定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、今年度の人事院勧告に基づき、通勤手当の改定を行うためであります。

議案第 1 1 号

高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

高浜市職員の旅費に関する条例（昭和 4 7 年高浜市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 5 条」を「第 2 4 条の 2」に、「第 2 7 条」を「第 2 8 条」に改める。

第 2 条第 1 項第 3 号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 5 号中「若しくはその扶養親族又はその」を「又は」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 6 号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を

締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「その出発前に次条第3項」を「、次条第3項」に、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他市長が規則で定める場合には」に、「があるときは、当該金額のうちその者の損失となった」を「のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は」を「が、旅行中」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する」を「の変更をする必要があると認める」に、「変更すること」を「その変更をするに」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、市長が規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」

を「この条」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第6項から第11項までを次のように改める。

- 6 宿泊費は、第16条の額を上限とした実費額により支給する。
ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。
- 7 包括宿泊費は、第17条に規定する額を支給する。
- 8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 10 着後滞在費は、第19条に規定する額を支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

第6条第12項を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第12条から第19条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改める。

第8条から第9条までを次のように改める。

第8条から第9条まで 削除

第10条中「、職務の級の変更」を削り、「車賃」を「その他の交通費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第11条第1項中「精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「金額の支給」の次に「又は支払」を加え、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項

とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条第1項を次のように改める。

鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第12条第3項中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条から第18条までを次のように改める。

（船賃）

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する

移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃額とする。

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1万9,000円を上限として、地域の実情を勘案して市長が規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第18条の2を削る。

第19条を次のように改める。

(転居費、着後滞在費及び家族移転費)

第19条 転居費、着後滞在費及び家族移転費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定に準じて市長が定める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第4章中第25条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第24条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第16条、第17条、第19条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第25条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改める。

第26条中「若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条」及び「若しくは第64条又は船員法第48条」を「又は第64条」に改める。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高浜市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 3 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和37年高浜町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費のうち内国旅行の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの旅費の額については、別に定めるもののほか、高浜市職員の旅費に関する条例(昭和47年高浜市条例第25号)の例による。この場合において、同条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条第2項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第16条中「1万9,000円」とあるのは「2万7,000円」と読み替えるものとする別表第2を削る。

(高浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 4 高浜市証人等の実費弁償に関する条例(昭和37年高浜町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和37年高浜町条例第4号)別表第2」を「高浜市職員の旅費に関する条例(昭和47年高浜市条例第25号)」に改め、同条ただし書を削り、同条第12号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項後段を削る。

提案理由

この案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市においても国に準じて、旅費の種目及び内容について見直しを行うためであります。

議案第 1 2 号

高浜市事務分掌条例の一部改正について

次のとおり高浜市事務分掌条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

高浜市事務分掌条例（平成 1 7 年高浜市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（部等の設置）」に改め、同条中「次の部」を「市長直轄組織及び次の部」に改める。

第 2 条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

市長直轄組織の分掌事務は、行財政改革推進に関することとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、行財政改革を推進し、行政組織の改革を行うためであります。

議案第 1 3 号

高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について

次のとおり高浜市障害者扶助料支給条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日 提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例（案）

高浜市障害者扶助料支給条例（昭和 4 8 年高浜市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条文の整備を行うためであります。

議案第14号

高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について

次のとおり高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を
定める条例を制定するものとする。

令和8年2月26日提出

高浜市長 杉浦 康 憲

高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を
定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第6
5号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第
46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に
関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用
する用語の例による。

（運営に関する基準）

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第3項の規定
により条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関
する基準（令和7年内閣府令第95号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

この案は、令和8年度から実施する特定乳児等通園支援事業の運
営について、基準を定めるためであります。

議案第 1 5 号

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

次のとおり高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）

高浜市使用料及び手数料条例（昭和 3 9 年高浜町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 公の施設の部流作グラウンドの項を次のように改める。

流作 グラ ウンド	野球場（A）	1 時間	5 9 0	利用の許 可を受け たとき	
	野球場（B）		5 9 0		

別表第 1 行政財産の目的外使用の部吉浜小学校の項を次のように改める。

吉浜 小学 校	体育館	1 時間	5 1 0	利用の許 可を受け たとき	半面のみときは、 3 5 0 円とする。
---------------	-----	------	-------	---------------------	-------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案は、流作グラウンド及び吉浜小学校屋外体育施設の照明施設を廃止するためであります。